

ふくろうニュース NO.7

第5回総会・研修会のご案内

いよいよ消費者団体訴訟制度が2007年6月7日に施行されます。内閣府の認定する適格消費者団体の認定要件は厳しいながらも、現在当ネットでは認定に向けた準備を進めているところです。

《第5回総会のご案内》 活動報告や計画・役員改選のほか、事業活動に「差止業務」を盛り込む定款変更など、認定に向けた重要な議案があります。当ネットを広島の消費者の手で育てるため、必ず、ご参加いただきますようご案内申し上げます。

《研修会のご案内》 関西で当ネットと同様の活動をしている、京都消費者契約ネットワーク・消費者機構関西(KC'S)の認定に向けた直近の状況を、両団体の理事を務める弁護士野々山宏さんにうかがいながら、当ネットが今すべきことや個人でできることは何かを、確認したいと考えています。総会に引き続きご参加ください。

記

- ◇日時 : 2007年4月7日(土) 14:00 - 16:30
◇場所 : 広島YMCA2号館1Fラブリーホール
広島市中区八丁堀7-11 TEL:082-227-6816
◇総会 : 14:00 - 14:40
◇研修会 : 14:50 - 16:30
演題 「知ろう 考えよう 消費者団体訴訟制度」
講師 野々山 宏弁護士
(KC'S常任理事、京都消費者契約ネットワーク理事)

お知らせ

事務所を開設します

今般より新事務所を構え、4月3日からは情報収集・相談の受付を開始します。契約や解約に関する消費者トラブルの情報提供・相談を下記までお寄せください。

情報提供・相談窓口: TEL082-222-9141

(火・水・木14:00-17:00祝日除く)

住所: 広島市中区上八丁堀7-1-312 ハイオス広島3F

目次

消費者団体 訴訟制度 スタート号

- 1 第5回総会・研修会のご案内
- 2 「大丈夫? マイハウス
〜耐震リフォームの基礎知識」開催
第2回適格消費者団体
を目指す消費者組織の
意見交換会報告
- 3 消費者団体訴訟制度説明会および内閣府との
意見交換会報告
- 4 団体訴訟制度に関する
パブリックコメントの
提出について
5月は消費者月間です
つぶやき
消費者支援基金から
助成



「大丈夫?マイハウス～耐震リフォームの基礎知識」開催 2006年11月18日(広島YMCA2号館ラブリーホールにて)

岡本 みどり(理事)

広島欠陥住宅研究会と当ネットでセミナーを開催しました。鳥谷部茂氏(広島欠陥住宅研究会代表幹事、当ネット理事)挨拶後、青木貴央氏(弁護士)と川手三枝子氏(当ネット理事)が悪質リフォーム被害の現状と問題点を報告しました。大場房夫氏(一級建築士・NPO欠陥住宅をなくす会静岡)が「欠陥住宅の現状と調査事例」について説明し、持塚孝治氏(一級建築士・NPO欠陥住宅をなくす会静岡)は、耐震リフォームの正しい進め方をわかりやすく説明しました。「耐震診断と補強計画のない工事は、施行業者がどのように主張しようとも耐震補強工事ではない」という説明はたいへん明確で、今後の被害予防・救済の指針となることを実感しました。悪質リフォーム被害の予防にも大きく役立つことが期待される消費者団体訴訟制度を吉富啓一郎理事長が説明し、当ネットの活動への理解と入会を呼びかけました。最後に石口俊一氏(弁護士・広島欠陥住宅研究会幹事)がまとめと閉会の挨拶をし、終了しました。

悪質リフォーム被害は高齢者の孤独感に付け入るなど、家族や地域の日頃のコミュニケーション不足が助長しているのも事実。私たち一人ひとりのあり方までも問われています。



適格消費者団体をめざす消費者組織の意見交換会報告

三村 明(理事)

表記意見交換会(2月24日に大阪府吹田市)において報告された全国各地での活発な活動の一部を紹介します。●NPO法人埼玉消費者被害をなくす会:LPガス、三輪自動車の転倒事故などの調査や申し入れ、シンポジウム開催。●NPO法人消費者機構日本(COJ):英会話学校、資格講座、通信事業者、予備校、家庭教師派遣業者、学習機材販売業者などに申し入れ。●(社)全国消費生活相談員協会:全国6支部での「契約なんでも110番」の実施。専門学校の学納金精算条項の調査。●あいち消費者被害防止ネットワーク:悪質商法関連講座をほぼ毎月開催。悪質電話機リース被害110番を開催。●NPO法人消費者支援機構関西(KC's):「おまとめローン」等の申し入れ。「敷引・礼金・修理代!こんな負担もさせられる?!賃貸住宅契約110番」開催。●NPO法人京都消費者契約ネットワーク:「敷引(保証金引)特約」条項に対する申し入れ。最大手英会話スクールの解約時不当返金条項に対する申し入れ。●NPO法人ひょうご消費者ネット:生命保険協会の推奨契約記載例にクーリングオフ妨害条項があると申し入れ。●消費者ネットおかやま連絡会:団体訴権制度の受け皿団体をめざし勉強会や、なんでも相談会を実施。意見交換では内閣府の検討委員の経験もある弁護士から、適格団体の存在が地元にもメリットがあることを行政に理解していただき、「行政の持つ消費者被害情報の取扱い」「適格団体との具体的協力と支援」などにつき条例制定していただくべきであると御意見いただきました。

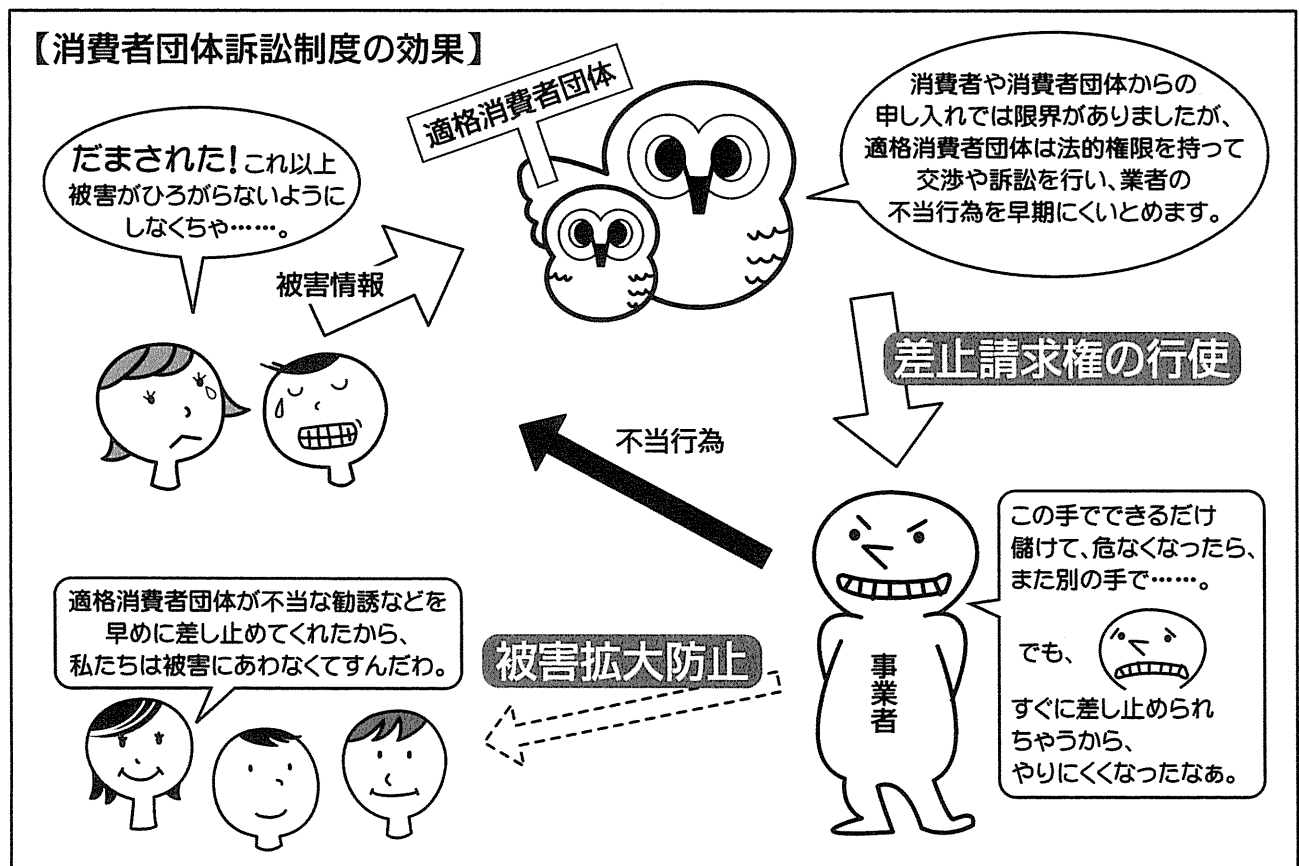




消費者団体訴訟制度説明会および内閣府との意見交換会報告 2月2日（金）広島県庁消費生活室研修室

鳥谷部茂（理事）

消費者団体訴訟制度説明会（主催内閣府 参加者38名）では、国民生活局消費者団体訴訟制度準備室の加納課長補佐から、①消費者団体訴訟制度導入の背景、②消費者団体訴訟制度や適格消費者団体等について説明が行われました。①については、近年の消費者被害の増加、消費者契約法制定の経緯、消費者契約法の内容（取消・無効）、消費者契約法の施行状況、消費者団体訴訟制度の必要性、②については、同種の被害が多発する場合に適格消費者団体が不当行為（不当な勧誘行為や不当契約条項の使用）の差し止めによって被害の拡大を防止する本制度の概要、適格消費者団体として認定されるための適格要件（継続的な活動実績、組織体制、経理的基礎など）と監督（更新・立入検査、取消等）の説明がありました。これに対して、適格団体の認定要件や活動に対する制限、適格団体の認定スケジュールや認定組織、地方都市での利用価値等の質問がありました。引き続き行われた意見交換会（主催消費者ネット広島参加者20名）では、適格団体申請の手続が膨大で面倒、認定要件としての組織体制・経理的基礎、他府県の申請に向けた動向、地方都市での利用価値、中国・四国地区をカバーする団体の評価などについて質問がありました。内閣府担当者からは、新制度が信頼を得るために厳しい要件になっているが、適格消費者団体の認定を制限するためのものではないので、認定の申請手続に関する問い合わせ等には丁寧に対応する等の回答がありました。当ネットは、6月7日の施行にむけ適格消費者団体認定の要件を満たすべく引き続き活動を展開することを確認しました。





トピックス

団体訴訟制度に関するパブリックコメントの提出について

長井 貴義(理事)

内閣府国民生活局は、2006年11月29日、消費者契約法施行規則や適格団体の認定、監督等に関するガイドライン等についての意見募集(パブリックコメント)を行いました。この原案は、適格消費者団体の役員構成やお金の出入りなどを大変細かく規定するものでしたので、NPO消費者ネット広島では、同年12月28日付で意見を提出しました。まず、規則につき、①理事の過去2年間の職歴を問題とする規定の削除、②消費生活相談員の業務経験の要件の削除、③差止請求を検討する専門委員に行政書士を加えるべきこと、④国民生活センター等に情報提供を求める要件の緩和などを求めました。また、ガイドラインにつき、①申請書に添付する事業計画に詳細な記載は不要であること、②団体規模の目安に100人という数値を明記すべきでないこと、などを求めました。意見募集の結果は2007年2月16日に公表され、結局、大きな修正はありませんでした。このような規則・ガイドラインの制定を受け、わたしたちもこれらに対する対応を迫られています。なお、規定の詳細は内閣府国民生活局などのHPで見ることができます。

5月は消費者月間です - みんなで築こう、身近かな安全・安心 -

平成19年度消費者月間事業として、下記のとおり第41回消費生活展(広島市主催)が開催されます。

当ネットおよび広島欠陥住宅研究会もこの行事に参加を予定しています。

くらしについてのいろいろな情報発見がいっぱいの楽しいイベントです。

ぜひ、ご来場ください。

記

日時:5月18日(金)19日(土)

場所:紙屋町地下街シャレオ中央広場

つぶやき

認定適格消費者団体になる第一歩は事務所開設から、と一致団結。Y弁護士のお隣に部屋を確保、金はないけど机も椅子もパソコンも……いろいろ欲しい。捨てる神あれば拾う神あり。S団体から机・椅子、弁護士からはパソコン・ハンガーラック等、事務所があつという間に宝の山。皆様ありがとうございます。後は私たちが命を吹き込み、誕生させるだけ。がんばるぞ!応援をよろしく。

消費者支援基金から助成

このたび、当ネットの活動(110番事業、事業者への改善提言、研修・講演会、啓発事業等)に対して約110万円の助成をいただきました。この基金は、消費者団体訴訟制度に関する諸活動を行う団体を支援するもので特定非営利法人企業社会責任フォーラムに事務局を置いています。いただいた助成金を有効に活用しながら活動をすすめてまいります。



みんなの力で消費者の権利を育てよう

特定非営利活動法人

NPO消費者ネット広島

〒730-0014 広島市中区上幟町2-45(長井法律事務所内)

TEL:082-223-3786 FAX:082-223-3787

◆郵便振込 広島01370-6-8204

ホームページもご覧ください
http://www.d1.dion.ne.jp/~mim_san/nethiroshima